## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成23年6月24日提出

【発行者名】 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 數間 浩喜

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【事務連絡者氏名】 吉田 雄資

資信託受益証券に係るファンドの名称】

【電話番号】 03-5290-3423

【届出の対象とした募集(売出)内国投 スイス・グローバル・リーダー・ファンド

【届出の対象とした募集(売出)内国投 当初申込期間 募集額 1,000億円を上限とします。

資信託受益証券の金額】 継続申込期間 募集額 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

スイス・グローバル・リーダー・ファンド (以下「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間 1,000億円を上限とします。 継続申込期間 5,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれていません。

### (4)【発行(売出)価格】

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日 1の翌営業日の基準価額 2とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

- 1日本における委託会社および販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、スイス 証券取引所の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。
- 2 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社(損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ:http://www.sjnk-am.co.jp/、電話03-5290-3519 営業部(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社(受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。)に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

## (5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に、3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

当初申込期間 平成23年7月11日から平成23年7月28日までです。

継続申込期間 平成23年7月29日から平成24年9月3日までです。

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社(ホームページ:http://www.sjnk-am.co.jp/、電話03-5290-3519 営業部(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))までお問い合わせください。

### (9)【払込期日】

当初申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、当初申込期間中にお申込代金を販売会社に支払います。

当初申込期間中に、投資家から申込まれた募集に係る取得申込受付日の発行価額の総額は、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

継続申込期間中に、投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

### (10)【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

### (11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(E12434) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (12)【その他】

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、「スイス株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。)受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、 受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)		
単位型	国内	株式		
追加型	海外	債 券		
	内 外	不動産投信		
		その他資産( ) 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### < 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来 の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファン	あり
			F	( )
一般	年 2 回	日本	ファンド・	なし
			オブ・ファンズ	
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	欧州		
	(隔月)	アジア		
債券	年12回	オセアニア		
一般	(毎月)	中南米		
公債	日々	アフリカ		
社債	その他	中近東		
	( )	(中東)		
その他債券		エマージング		
クレジット属性				
( )				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(株式 一般))				
資産複合				
( )   資産配分固定型				
資産配力回定室   資産配分変更型				
具住癿刀女丈工				

- (注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- (注2)ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品 分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

### < 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主と して株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全て
	(株式 一般))	のものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書又は信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	区欠州	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が 欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま す。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨 の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないも のをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

## <ファンドの特色>

## ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目指して、「スイス株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。) 受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

## ファンドの特色 -

- 1 「スイス株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、スイス株式を主要 投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
  - ■なお、マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
  - ■株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に 株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
  - ■資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No.1のリーディング カンパニー\*へ集中投資します。
  - ※世界No.1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認め られる企業を指します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 原則、年4回(3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日) 決算を行い、安定的な分配を目指します。
  - ■分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
  - ■初回決算日は2011年9月5日(月)となります。

# ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーについて

- スイスを代表する資産運用会社の一つ
- 1969年スイスで設立。グローバルに20拠点を展開(2011年4月末現在)
- 運用資産額:約740億米ドル(約6兆739億円:2011年4月末現在)
- ■世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

### (2)【ファンドの沿革】

平成23年7月29日 信託契約締結、設定、運用開始(予定)

### (3)【ファンドの仕組み】

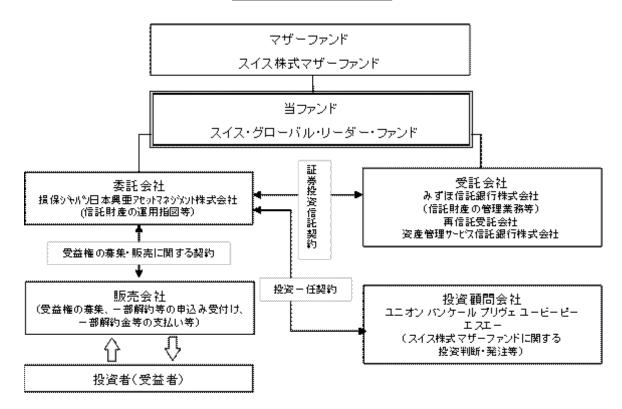
ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」(「スイス株式マザーファンド」)とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」(「スイス株式マザーファンド」)に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「スイス株式マザーファンド」には、スイス・グローバル・リーダー・ファンド以外にも当該マザーファンドに投資するファンド(ベビーファンド)が今後、設定される場合もあります。

## ファンドの関係法人図



#### ファンドの関係法人

( ) 委託会社または委託者:損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

### ( ) 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

( ) 受託会社または受託者: みずほ信託銀行株式会社

### (再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

( )投資顧問会社:ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーは、当ファンドの主要投資対象(マザーファンド)である「スイス株式マザーファンド」の投資顧問会社です。ユニオン バンケール プリヴェユービーピー エスエーは委託会社との投資一任契約に基づいて、「スイス株式マザーファンド」に関して、スイス株式等の運用の指図等に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

#### 委託会社等の概況

( )資本金の額 1,550百万円 (平成23年5月末現在)

### ( )委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリ
		ンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年	9月30日	金融商品取引業者として登録
平成22年	10月 1 日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本
		興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

### ( )大株主の状況(平成23年5月末現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
N K S J ホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番 1 号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合 計		24,085	100.0

### 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目指します。

#### b . 運用方針

投資対象

スイス株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合もあります。

#### 投資態度

- ( ) スイス株式マザーファンド(以下、「親投資信託」といいます。)受益証券への投資を通じて、 スイス株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
- ( ) 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No.1のリーディングカンパニー へ集中 投資します。

世界No.1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービー ピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると 認められる企業を指します。

- ( )株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に 株式実質組入比率を引き下げる場合があります。
- ( ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ( ) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

( ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

### イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。)

#### 八.金銭債権

### 二.約束手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「スイス株式マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもの をいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3)【運用体制】

(委託会社の運用体制と社内内規等)

委託会社では、ファンドの基本運用方針については、投信投資戦略会議および外部委託運用会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、外部委託運用部が行っています。

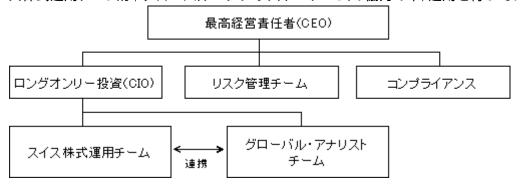
社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

### (運用委託先の運用体制等)

マザーファンドの運用委託先であるユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーでは、以下のような体制により運用を行っております。

スイス株式の運用は、ジュネーブにあるユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーのスイス株式運用チームが、グローバル・アナリスト・チームの協力の下、運用を行っています。



### (4)【分配方針】

毎決算時(原則として3月、6月、9月、12月の各4日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

### (5)【投資制限】

a . 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下としま す。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株 予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと をあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号

の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券(取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)なものをいいます。以下同じ。)ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### 投資する株式等の範囲

- ( ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ( ) 前記( )の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見 書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲

- ( ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ( ) 前記( )の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記( ) の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

### 公社債の空売りの指図および範囲

- ( ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ( ) 前記( )の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記( ) の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付け の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 公社債の借入れの指図および範囲

- ( ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ( ) 前記( )の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記( )の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( ) 前記( )の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 先物取引等の運用指図

- ( ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- ( ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ( ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図

- ( ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- ( ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ( ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算 出した価額で行うものとします。
- ( ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- ( ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( ) 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図

- ( ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ( ) 前記( )の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との 差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属 する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした 額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨 建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を含みます。)の為替変動リスクを回避す るためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ( ) 前記( )の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

### 資金の借入れ

- ( ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的 として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市 場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等 の運用は行わないものとします。
- ( ) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 受託会社による資金の立替え

- ( ) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- ( ) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、 受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ( ) 前記( ) および( ) の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### b.法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

## (参考)「スイス株式マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目指します。

#### 2. 運用方針

#### (1)投資対象

スイス株式を主要投資対象とします。

#### (2)投資態度

スイス株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No.1のリーディングカンパニー へ集中投資します。

世界No.1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、スイス株式等の運用指図に関する権限をユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーに委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下 とします

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第22条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第24条の範囲で行います。

#### 3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### <当ファンドの投資にかかるリスク>

#### 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

#### < その他の留意点 >

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。収益分配金は、ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、収益分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準 価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる 責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

#### <お申込時>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき(「緊急事態発生時」といいます。)は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

#### <ご換金時>

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

#### <リスクの管理体制>

#### (委託会社のリスク管理体制)

ファンドのリスク要因の分析・検証は、毎月開催される外部委託運用会議で行われるとともに、コンプライアンス・リスク管理部にて検証の上、その結果はリスク管理委員会へ報告されることになっています。また、外部委託運用部では投資制限の遵守状況をモニターするとともに、運用委託先による運用結果や、ポートフォリオの各種リスク特性を表す指標について分析を行い、投信投資戦略会議および外部委託運用会議において報告を行っております。

#### (運用委託先のリスク管理体制等)

マザーファンドにおけるスイス株式等の運用委託先であるユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーには、運用部から独立したコンプライアンス部門があります。運用ガイドラインの遵守に関しては、コンプライアンス部門によりモニタリングが行われます。取引の発注は、事前のコンプライアンスチェック機能を備えるシステムへの入力を行い、ガイドラインに抵触しない銘柄のみ発注が行えるようになっており、ガイドラインに抵触する取引の発注は未然に防止される仕組みとなっています。

リスク管理に関しては、運用部から独立したリスク管理チームによってモニタリングがなされています。

### 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期項目		費用		
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%		

### (3)【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する(信託財産中から支弁される)費用・税金>

時期	項目			費用・税金		
	信 信託報酬の総額 純資産総額に対し 年率1.764% (税抜1.68%)		.68%)			
毎日 報 酬	信託報酬の配分・	委託会社	販売会社	受託会社		
		年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.084% (税抜0.08%)		

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.764%(税抜1.68%)を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです (下記 のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。)。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。(税額は、税法改正時には変更となります。)

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.50%を乗じて得た額とします。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数

料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限として、純資産総額に定率(年0.00735%(税抜0.007%))を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円(税抜25万円)としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

## (5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

### <一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得等として課税対象となり、10% (所得税7%および地方税3%)の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は15%(所得税15%)となる予定です。

### (注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど 当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記く収益分配金の課税について>をご参照ください。)

#### (注2) 収益分配金の課税について

・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

EDINET提出書類

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

### 5【運用状況】

当ファンドの有価証券届出書提出日は設定日(平成23年7月29日)前であるため、該当事項はありません。

## (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】 該当事項はありません。 【投資不動産物件】 該当事項はありません。 【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

【純資産の推移】 該当事項はありません。 【分配の推移】 該当事項はありません。 【収益率の推移】 該当事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

#### <参考情報>運用実績

当ファンドの有価証券届出書提出日は設定日(平成23年7月29日)前であるため、以下に記載すべき該当事項はありません。

なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

(1) 当ファンドの受益権の取得申込みは、当初申込期間(平成23年7月11日から平成23年7月28日まで) は販売会社の営業時間内にお申込みいただくことができます。

継続申込期間(平成23年7月29日から平成24年9月3日まで)は、申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、スイス証券取引所の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき(「緊急事態発生時」といいます。)は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。 販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。
- (3) 当該受益権の申込価額は、当初申込期間(平成23年7月11日から平成23年7月28日まで)は1口当た り1円です。継続申込期間(平成23年7月29日から平成24年9月3日まで)は取得申込受付日の翌営業 日における基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を 法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総 額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をい います。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社(損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ:http://www.sjnk-am.co.jp/、電話03-5290-3519 営業部(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口あたり1円)に、3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定め

る事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、スイス証券取引所の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。 (受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
  - 一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた 一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中 止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。 ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付 け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款 の規定に準じて算出した価額とします。
- (5)換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

#### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を 法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額 を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいま す。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として、 わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会

規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、 基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示 されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

- ・お電話によるお問い合わせ(委託会社) 電話番号 03-5290-3519 営業部(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ・委託会社のホームページ http://www.sjnk-am.co.jp/

### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成28年6月6日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第49条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月5日から6月4日、6月5日から9月4日、9月5日から12月4日および12月5日から翌年3月4日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1期計算期間は、平成23年7月29日から平成23年9月5日までとし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託契約の解約

- ( ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ( ) 委託会社は、前記( )の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( ) 前記( )の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下( )において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( ) 前記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

( ) 前記( )から( )までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記( )から( )までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

- ( ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第50条の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- ( ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ( ) 前記( )の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第50条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ( ) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ( ) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- ( ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第50条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします
- ( ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- ( )委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 ( )から( )までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( ) 委託会社は、前記( )の事項(前記( )の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( ) 前記( )の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下( )において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( ) 前記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ( ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ( ) 前記( )から( )までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( ) 前記( )から( )までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、当ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎(原則として、毎年6月5日から12月4日及び12月5日から翌年6月4日まで)に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎(原則として、毎年6月5日から12月4日及び12月5日から翌年6月4日まで)及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 投資顧問契約

委託会社とユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーとの間の投資一任契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資一任契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知れている受益者に対して書面を交付します。ただし全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利 を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。なお、スイス証券取引所の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。) 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの有価証券届出書提出日は設定日(平成23年7月29日)前であるため、該当事項はありません。

### 1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

### 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2.受益者名簿

作成しません。

### 3. 受益者集会

開催しません。

### 4. 受益者に対する特典

ありません。

### 5.譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## 6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 7.受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 9 . 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

### 10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### 11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(平成23年5月末現在)

資本金の額 1,550百万円

会社が発行する株式の総数 50,000株

発行済株式総数 24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

#### (2)会社の機構(平成23年5月末現在)

#### 会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。 補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の 任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

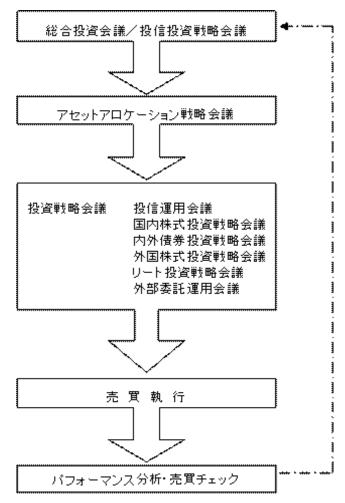
取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

#### 投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに証券投資信託の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用(投資運用業)および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託(親投資信託を除きます。) は平成23年 5 月末現在、計64本(追加型株式投資信託60本、単位型株式投資信託4本)であり、その純資産総額の合計は235,583百万円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社(現 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社。以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等 に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

なお、第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の財務諸表及び第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

		前事業 (平成21年 3)		当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(	千円)	金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			1,010,747		877,030
2 前払費用			30,785		50,824
3 未収還付法人税等			92,266		1,581
4 未収委託者報酬			402,926		476,968
5 未収運用受託報酬	* 2		127,905		134,196
6 未収収益			118		-
7 その他			798		873
流動資産合計			1,665,549		1,541,475
固定資産					
1 有形固定資産					
(1)建物	* 1		8,502		82,905
(2)器具備品	* 1		29,642		51,683
(3)建設仮勘定			799		-
有形固定資産合計			38,943		134,588
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
   (1)投資有価証券			20,632		19,525
   (2)長期差入保証金			78,467		155,088
(3) その他			24		23
投資その他の資産合計			99,124		174,637
   固定資産合計			142,603		313,761
   資産合計			1,808,152		1,855,236
			,,		,, ,

				有価証券	<b>届出書(内国投資信託</b>
		前事第 (平成21年 3	前事業年度 (平成21年 3 月31日現在)		美年度 月31日現在)
区分	注記 番号	金額(	千円)	金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			5,566		4,849
2 未払金					
(1) 未払手数料	* 2	176,259		212,825	
(2) その他未払金	* 2	72,625	248,885	55,836	268,661
3 未払費用			95,983		115,162
4 未払消費税等			-		2,553
5 未払法人税等			3,042		5,952
6 賞与引当金			83,517		77,031
流動負債合計			436,995		474,211
固定負債					
1 退職給付引当金			16,450		20,735
2 繰延税金負債			-		315
固定負債合計			16,450		21,050
負債合計			453,445		495,262
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,200,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			202,677		504,824
資本剰余金合計			202,677		504,824
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金			33,895		-
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			81,748		695,310
利益剰余金合計			47,853		695,310
株主資本合計			1,354,824		1,359,514
評価・換算差額等					
   1 その他有価証券評価差額金 			117		460
評価・換算差額等合計			117		460
純資産合計			1,354,706		1,359,974
負債・純資産合計			1,808,152		1,855,236

# (2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事第 (自 平成21年 至 平成22年	美年度 丰 4 月 1 日 丰 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額(千円)		
営業収益						
1 委託者報酬		2,162,148		1,981,466		
2 運用受託報酬	* 1	867,930		847,294		
3 募集販売手数料		2,363	3,032,441	-	2,828,761	
営業費用						
1 支払手数料	* 1	968,261		905,690		
2 広告宣伝費		14,880		8,546		
3 公告費		1,150		1,105		
4 調査費		681,697		645,734		
(1)調査費	* 1	308,676		311,467		
(2)委託調査費	* 1	369,130		332,781		
(3) 図書費		3,889		1,485		
5 営業雑経費		136,659		105,417		
(1) 通信費		17,184		17,093		
(2) 印刷費		112,550		81,793		
(3) 諸会費		6,924	1,802,648	6,530	1,666,494	
一般管理費						
1 給料		864,587		823,238		
(1) 役員報酬	* 2	28,399		27,399		
(2) 給料・手当		655,000		636,601		
(3) 賞与		181,186		159,237		
2 福利厚生費		101,200		100,145		
3 交際費		2,243		1,872		
4 寄付金		100		100		
5 旅費交通費		19,467		18,119		
6 法人事業税		6,314		5,590		
7 租税公課		1,869		4,707		
8 不動産賃借料		157,251		157,467		
9 退職給付費用		15,030		14,274		
10 賞与引当金繰入		83,517		77,031		

				有1111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	<u> 国出書(内国投資信託</u>
		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(	千円)	金額 (	千円)
11 固定資産減価償却費		11,004		31,867	
12 移転費用		-		31,195	
13 諸経費	* 1	173,778	1,436,366	164,179	1,429,789
営業損失( )			206,573		267,522
営業外収益					
1 受取配当金		180		216	
2 受取利息		2,773		554	
3 為替差益		53		50	
4 雑益		133	3,140	3,379	4,200
営業外費用					
1 有価証券償還損		16		32	
2 雑損		33	50	157	190
経常損失()			203,482		263,512
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	288		15,990	
2 臨時償却費	* 4	4,171		-	
3 その他特別損失	* 5	-	4,460	413,708	429,698
税引前当期純損失( )			207,943		693,211
法人税、住民税及び事業税			1,140		2,099
法人税等調整額			94,537		-
当期純損失( )			303,620		695,310

# (3)【株主資本等変動計算書】

		(半四・一门
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
新株の発行	-	350,000
当期変動額合計	-	350,000
当期末残高	1,200,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	202,677
当期变動額		
新株の発行	-	350,000
資本準備金からその他資本剰余金へ の振替	-	47,853
当期変動額合計	-	302,146
当期末残高	202,677	504,824
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金へ の振替	-	47,853
その他資本剰余金から繰越利益剰余 金への振替	-	47,853
当期变動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	202,677
当期变動額		
新株の発行	-	350,000
その他資本剰余金から繰越利益剰余 金への振替	-	47,853
当期変動額合計	-	302,146
 当期末残高	202,677	504,824

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(E12434) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		(単位:十
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	32,416	33,895
当期変動額		
剰余金の配当	1,479	-
利益準備金から繰越利益剰余金への 振替	-	33,895
当期変動額合計	1,479	33,895
当期末残高	33,895	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	238,141	81,748
当期变動額		
剰余金の配当	16,269	-
当期純損失( )	303,620	695,310
その他資本剰余金から繰越利益剰余 金への振替	-	47,853
利益準備金から繰越利益剰余金への 振替	-	33,895
当期変動額合計	319,889	613,562
当期末残高	81,748	695,310
利益剰余金合計		
前期末残高	270,557	47,853
当期变動額		
剰余金の配当	14,790	-
当期純損失( )	303,620	695,310
その他資本剰余金から繰越利益剰余 金への振替	-	47,853
当期変動額合計	318,410	647,457
当期末残高	47,853	695,310
株主資本合計		
前期末残高	1,673,235	1,354,824
当期変動額		
新株の発行	-	700,000
剰余金の配当	14,790	-
当期純損失( )	303,620	695,310
当期変動額合計	318,410	4,689
 当期末残高	1,354,824	1,359,514

		(112:113)
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	10	117
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額(純額)	127	577
当期変動額合計	127	577
当期末残高	117	460
前期末残高	10	117
当期变動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額(純額)	127	577
当期変動額合計	127	577
 当期末残高	117	460
前期末残高	1,673,245	1,354,706
当期変動額		
新株の発行	-	700,000
剰余金の配当	14,790	-
当期純損失( )	303,620	695,310
株主資本以外の項目の事業年度中の変動 額(純額)	127	577
当期変動額合計	318,538	5,267
	1,354,706	1,359,974

#### 重要な会計方針

## 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定)によっております。
  - (2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであり ます。

建物3~13年器具備品3~20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に 係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 同左
- (2) 同左
- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであり ます。

建物3~15年器具備品3~20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に 係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

### 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## (会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引につい ては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 4 . 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てる ため、支給見込額のうち当期の負担額を計 上しております。
  - (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法によっております。
- 5.消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

同左

- 4. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てる ため、賞与支給見込額の当事業年度負担額 を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法によっております。

5 . 消費税等の会計処理方法 同左

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年 3 月31日現在)		当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)		
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとお		* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとお		
りであります。 		りて	<b>ごあります</b> 。	
建物	68,735千円	建物	<b>D</b>	6,200千円
器具備品	38,609千円	器具	具備品	35,609千円
*2.関係会社に対する主な資産	€・負債	* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債		
区分掲記されているものの	)ほか、各科目に	区分掲記されているもののほか、各科目に		
含まれているものは次のと	おりでありま	含ま	れているものは次	てのとおりでありま
<b>व</b> ,		す。		
未収運用受託報酬	298千円	未払	<b>公手数料</b>	2,857千円
未払手数料	2,249千円	その	)他未払金	10,000千円
その他未払金	15,064千円			

# (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
* 1 . このうち関係会社との取引高は次であります。	欠のとおり	* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおり であります。		
支払手数料 調査費	17,251千円 12,613千円 1,650千円 30,000千円 477千円	·		
*2.役員報酬の限度額は次のとおりです。	でありま	* 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。		
1	00千円以内	取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 50,000千円以内		
* 3 . 固定資産除却損は、器具備品288年ます。  * 4 . 臨時償却費は、現在入居している フィナンシャルセンターの再開 貸借契約が2010年8月までとなる め、既存の建物附属設備の耐用年したことによるものであります。  * 5 .	大手町 発に伴い賃 っているた 数を見直	*3.固定資産除却損は建物7,422千円、器具備品 8,567千円であります。 *4. *5.その他特別損失は、当社を委託会社とする 私募投資信託(既償還済)に係る仲裁判断 に基づき支払った金額であります。 本件は、平成21年4月28日に、当社を委託会 社とする私募投資信託(既償還済)の関係 者より、第二東京弁護士会仲裁センターに 解約代金に係わる和解あっせんの申立てが なされたことに関連して、当社及び申立人 らが進めておりました和解あっせん手続に 関するものであります。当社及び和解あっ		
		せん申立人らによる協議の結果、平成21年 12月21日に仲裁合意が成立し仲裁手続に移 行し平成22年1月22日になされた仲裁判断 に基づいて、当社が和解あっせん申立人ら に対して支払いを行い、これを特別損失と して計上したものであります。		

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

#### 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	- 株	- 株	9,860株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 剰余金の配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額
    - ・普通株式の配当に関する事項

配当の原資繰越利益剰余金配当の総額14,790,000円1株当たりの配当額1,500円基準日平成20年3月31日効力発生日平成20年6月26日

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	7,000株	- 株	16,860株

- (注)当事業年度に増加しました7,000株は、平成21年12月29日に実施しました株主割当による新株発行であります。
- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.剰余金の配当に関する事項
  - (1)配当金支払額 該当事項はありません。
  - (2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

## (リース取引関係)

## 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

### 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額 及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	29,349	13,909	15,439
合計	29,349	13,909	15,439

未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	5,961千円
1年超	10,232千円
合計	16,194千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額、支払利息相当 額及び減損損失

支払リース料	7,042千円
減価償却費相当額	6,296千円
支払利息相当額	891千円

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

同左

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額 及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	22,549	13,319	9,229
合計	22,549	13,319	9,229

未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

合計	9,857千円
1 年超	5,141千円
1 年内	4,716十円

支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額、支払利息相当 額及び減損損失

支払リース料	5,699千円
減価償却費相当額	5,076千円
支払利息相当額	598千円

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額	同左
を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額	同左
相当額との差額を利息相当額とし、各	
期への配分方法については、利息法に	
よっております。	
(減損損失について)	(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失は	同左
ありません。	

### (金融商品関係)

#### (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

#### 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品の状況に取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。 長期差入保証金は本社事務所にかかる敷金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況について経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません(注2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	877,030	877,030	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	3,775	3,775	-
資産計	880,806	880,806	-

注1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額によっております。

#### 注2、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
長期差入保証金	155,088

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

## 注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)預金	876,774	-	-	-
(2)投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	1,028	1,534	-	-
合計	877,802	1,534	-	-

注4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。 (有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの該当事項はありません。
- 4. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1) 株式	-	-	-
   貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	1,000	1,005	5
	小 計	1,000	1,005	5
	(1) 株式	-	-	-
   貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えないもの	(3) その他	4,000	3,876	123
	小 計	4,000	3,876	123
合計		5,000	4,882	117

- 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。
- 6. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券	15,750

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額該当事項はありません。

## 当事業年度(平成22年3月31日現在)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
	(1) 株式	-	-	-
   貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	3,775	3,000	775
	小 計	3,775	3,000	775
	(1) 株式	-	-	-
   貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えないもの	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合計	合計 3,775 3,000		775	

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係) 該当事項はありません。

# (退職給付関係)

前事業年度 (平成21年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)			
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金 制度を採用しております。	1 . 採用している退職給付制度の概要 同左			
2.退職給付債務に関する事項	2 . 退職給付債務に関する事項			
退職給付債務 16,450千円 退職給付引当金 16,450千円	退職給付債務 20,735千円 退職給付引当金 20,735千円			
3.退職給付費用に関する事項	3.退職給付費用に関する事項			
勤務費用等 15,030千円	勤務費用等 14,274千円			
退職給付費用 15,030千円	退職給付費用 14,274千円			
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項   同左			
5.当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	5 . 同左			

(ストック・オプション等関係) 該当事項はありません。

# (税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年 3 月31日現在	E)	当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)		
1.繰延税金資産及び繰延税金負債	の発生の主な	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な		
原因別の内訳		原因別の内訳		
	(単位:千円)		(単位:千円)	
<b>操延税金資産</b>		繰延税金資産		
燥越欠損金	83,608	繰越欠損金	356,999	
ソフトウェア損金算入限度 超過額	49,479	ソフトウェア損金算入限度 超過額	54,329	
賞与引当金	33,983	賞与引当金	31,344	
退職給付引当金	6,693	退職給付引当金	8,437	
繰延資産償却超過額	3,822	未払費用否認	3,327	
未払費用否認	3,397	繰延資産償却超過額	2,395	
未払事業税否認	772	未払事業税否認	1,568	
未払事業所税否認	386	未払事業所税否認	481	
その他 _	143	その他 <u>-</u>	136	
操延税金資産小計	182,287	繰延税金資産小計	459,019	
評価性引当額	182,287	評価性引当額	459,019	
繰延税金資産合計 	-	繰延税金資産合計	-	
   繰延税金負債		繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金_		その他有価証券評価差額金_	315	
繰延税金負債合計 	-	繰延税金負債合計	315	
操延税金資産の純額		操延税金資産(負債)の純額 - - -	315	
2 . 法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等	2 . 法定実効税率と税効果会計適用	用後の法人税等	
の負担率との間に重要な差異があ	るときの、当	の負担率との間に重要な差異があるときの、当		
該差異の原因となった主要な項目	別の内訳	該差異の原因となった主要な項目	目別の内訳	
当期は税引前当期純損失であるが	ため、記載を省	同左		
略しております。				

## 関連当事者情報

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

#### (追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

#### 1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

(単位:千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	親会社 (株)損害保険 東京都 70,000,000 損害保険業		1.投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 (注1)	運用受託報 酬の受取り	17,251	未収運用 受託報酬	298			
親会社		損害保険業	(被所有) 直接70%		2.投資信託に係る事務代行の委託等(注2)	投信代行手 数料の支払 い	12,613	未払 手数料	2,249	
						3.保険契約(注3)	損害保険料 の支払い	477	-	-
					4.LANの利用(注4)	LAN利用料 の支払い	1,650	-	-	
その他の関係会社		米国 カリフォ ルニア州	05\$195,200	資産運用会社 (持株会社)	(被所有) 直接30%	株式投資に関する情報提供 契約(注5)	情報料の支 払い	30,000	その他 未払金	15,000

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
    - (注1)運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。
    - (注2)代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
    - (注3)損害保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。
    - (注4)LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。
    - (注5)情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
  - (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位:千円、千米ドル)

										1711707
種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の	損保ジャパン	東京都	47 250 000	<b>生会但珍贵</b>		1.投資顧問契約に基づく 資産運用の一任(注1)	運用受託報 酬の受取り	141,585	未収運用 受託報酬	73,611
親会社を   持つ会社	ひまわり 生命保険(株)	新宿区	17,250,000	生命保険業	-	2.団体定期保険の契約 (注2)	生命保険料 の支払い	607	1	1
同一の	損保ジャパン	東京都		確定拠出		1.投資顧問契約に基づく 資産運用の助言(注3)	投資顧問料 の支払い	25,908	未払費用	4,980
親会社を持つ会社	DC証券(株)	新宿区	11,500,000	年金業	-	2.投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手 数料の支払 い	196,474	未払 手数料	37,347
その他の 関係会社 の子会社	TCW Investment Management Company	米国 カリフォ ルニア州		投資顧問業 及び投資信 託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産 運用の一任(注3)	投資顧問料 の支払い	68,649	未払費用	6,965

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
    - (注1)運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。
    - (注2)生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。
    - (注3)投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
    - (注4)代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
  - (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報

㈱損害保険ジャパン(東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌 証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 関連会社はありません。

## 当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

(単位:千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						1.株主割当増資による新株の発行(注1)	増資の受け 入れ	490,000	-	1
						2.投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 (注2)	運用受託報 酬の受取り	7,029	-	1
   親会社 	㈱損害保険 ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	3.投資信託に係る事務代 行の委託等(注3)	投信代行手 数料の支払 い	11,536	未払 手数料	2,857
						4.保険契約(注4)	損害保険料 の支払い	494	-	-
						5.LANの利用(注5)	LAN利用料 の支払い	1,647	-	1
その他の	The TCW	米国 カリフォ	US\$195,297	資産運用会社	(被所有)	1.株主割当増資による新株の発行(注1)	増資の受け 入れ	210,000	-	ı
関係会社		ルニア州		(持株会社)	直接30%	2 . 株式投資に関する情報 提供契約(注6)	情報料の支 払い	20,000	その他 未払金	10,000

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件ないし取引条件の決定方針等
    - (注1)株主割当増資による新株の発行は、平成21年12月29日を払込期日として、1株当り100,000円の発行価額で7,000株の新株発行を行ったものであります。
    - (注2)運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。
    - (注3)代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
    - (注4)損害保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。
    - (注5)LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。
    - (注6)情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
  - (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 子会社及び関連会社等との取引はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位:千円、千米ドル)

										17177
種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	損保ジャパン	東京都	47 250 000	<b>上</b> 今/17/20**		1.投資顧問契約に基づく 資産運用の一任(注1)	運用受託報 酬の受取り	153,065	未収運用 受託報酬	83,134
親会社を持つ会社	ひまわり 生命保険(株)	新宿区	17,250,000	生命保険業	-	2.団体定期保険の契約 (注2)	生命保険料 の支払い	648	ı	1
同一の	提供ご よパン	市立初		來宁协山		1.投資顧問契約に基づく 資産運用の助言(注3)	投資顧問料 の支払い	27,766	未払費用	6,300
親会社を持つ会社	損保ジャパン DC証券㈱	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出 年金業	-	2.投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手 数料の支払 い	214,049	未払手数料	52,605
その他の 関係会社 の子会社	TCW Investment Management Company	米国 カリフォ ルニア州		投資顧問業 及び投資信 託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産 運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	51,962	未払費用	16,264

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
    - (注1)運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。
    - (注2)生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。
    - (注3)投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
    - (注4)代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
  - (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報

(㈱損害保険ジャパン ( 当事業年度末においては、金融商品取引所には上場しておりません。 )

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 関連会社はありません。

# (1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
1 株当たり純資産額137,394.21円1 株当たり当期純損失金額( )30,793.19円	1 株当たり純資産額80,662.77円1 株当たり当期純損失金額( )57,025.37円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額
( )については、潜在株式が存在しないため記	( )については、潜在株式が存在しないため記
載しておりません。	載しておりません。

(注)1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		*
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純損失( )(千円)	303,620	695,310
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	•
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	303,620	695,310
期中平均株式数(株)	9,860	12,193

# (重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託(既償還済)の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。 なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。	該当事項はありません。

<u>次へ</u>

# 中間財務諸表

# (1) 中間貸借対照表

		第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		660,692
2 未収委託者報酬		446,410
3 未収運用受託報酬		345,523
4 未収収益		15
5 その他		38,481
流動資産合計		1,491,123
固定資産		
1 有形固定資産	1	123,968
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1)長期差入保証金		155,088
(2) その他		15,773
投資その他の資産合計		170,861
固定資産合計		299,365
資産合計		1,790,488

	1	<b>答の押中日 人 シ   押日日</b> 十
		第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		3,815
2 未払金		
(1 ) 未払手数料		197,721
(2) その他未払金		93,505
未払金合計		291,226
3 未払費用		184,917
4 未払法人税等		4,775
5 賞与引当金		84,964
6 その他	2	14,798
流動負債合計		584,497
固定負債		
1 退職給付引当金		23,479
2 資産除去債務		5,736
3 繰延税金負債		1,960
固定負債合計		31,176
負債合計		615,673
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		504,824
資本剰余金合計		504,824
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		880,009
利益剰余金合計		880,009
株主資本合計		1,174,815
純資産合計		1,174,815
負債・純資産合計		1,790,488

## (2) 中間損益計算書

(2) 中间摂益計算者		第26期由 <sup>門</sup>	 引会計期間
		(自 平成22年	年4月1日 年9月30日)
	注記		<u> </u>
区分	番号	金額(	千円) ————————————————————————————————————
営業収益			
1 委託者報酬		1,003,950	
2 運用受託報酬		448,852	1,452,802
営業費用			
1 支払手数料		465,758	
2 広告宣伝費		9,986	
3 公告費		3,213	
4 調査費		358,740	
(1)調査費		166,351	
(2)委託調査費		191,672	
(3) 図書費		716	
5 営業雑経費		82,944	
(1) 通信費		11,538	
(2) 印刷費		66,254	
(3) 諸会費		5,150	920,643
一般管理費			
1 給料		371,292	
(1)役員報酬		13,800	
(2) 給料・手当		324,401	
(3) 賞与		33,091	
2 福利厚生費		52,770	
3 交際費		813	
4 旅費交通費		10,642	
5 法人事業税		3,631	
6 租税公課		2,450	
7 不動産賃借料		92,300	
8 退職給付費用		9,379	
9 賞与引当金繰入		84,964	
10 固定資産減価償却費	1	18,981	
11 諸経費		67,826	715,051
営業損失( )	_		182,892

		(自 平成22:	引会計期間 年4月1日 年9月30日)
区分	注記 番号	金額(	千円)
営業外収益			
1 受取配当金		237	
2 受取利息		150	
3 為替差益		12	
4 有価証券売却益		362	
5 有価証券償還益		22	
6 雑益		1,110	1,895
営業外費用			
1 雑損		2	2
経常損失( )			181,000
特別利益		-	-
特別損失	2	593	593
税引前中間純損失()			181,593
法人税、住民税及び事業税		1,145	
法人税等調整額		1,960	3,105
中間純損失( )			184,699

# (3) 中間株主資本等変動計算書

第	26期中間会計期間
(自	平成22年4月1日
至	平成22年9月30日

	至 平成22年 9 月30日
資本金	
前期末残高	1,550,000
当中間期变動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,550,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	504,82
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	504,824
資本剰余金合計	
前期末残高	504,82
当中間期变動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	504,82
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	695,310
当中間期変動額	
中間純損失( )	184,699
当中間期変動額合計	184,69
当中間期末残高	880,00
利益剰余金合計	
前期末残高	695,31
当中間期変動額	
中間純損失( )	184,69
当中間期変動額合計	184,69
当中間期末残高	880,00
株主資本合計	
前期未残高	1,359,51
当中間期変動額	
中間純損失( )	184,69
当中間期変動額合計	184,69
	1,174,81

(単位:千円)

1,174,815

	第26期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	460
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	460
当中間期変動額合計	460
当中間期末残高	-
評価・換算差額等合計	
前期末残高	460
当中間期变動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	460
当中間期変動額合計	460
—————————————————————————————————————	-
純資産合計	
前期末残高	1,359,974
当中間期変動額	
中間純損失( )	184,699
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	460
当中間期変動額合計	185,159

当中間期末残高

# 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目       第26期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)         1.資産の評価基準及び評価方法       有価証券 (1) その他有価証券のうち、時価のあるものに	
至 平成22年9月30日)1.資産の評価基準及び評価方法有価証券 (1)その他有価証券のうち、時価のあるものに	
1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 (1) その他有価証券のうち、時価のあるものに	
(1) その他有価証券のうち、時価のあるものに	
	>
Nては、中間会計期間末日の市場価格等に基	ゔ
く時価法(評価差額金は全部純資産直入法に	ょ
り処理し、売却原価は移動平均法により算定	
によっております。	
(2) その他有価証券のうち、時価のないものに	5
いては、移動平均法による原価法によってお	
ます。	
2.固定資産の減価償却の方法   (1)有形固定資産(リース資産を除く)	
これの	
たームと採用していりよす。   なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま	
す。	
す。   <b>建物</b> 15年	
建物 13年   器具備品 3~20年	
(2)リース資産   (2) リース資産   (2) リース資産   (3) リース (4)   (3)   (4)   (	z.
所有権移転外ファイナンス・リース取引に・   スリース多主	允
るリース資産	_
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と	9
る定額法を採用しております。	- I
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取り	
のうち、リース取引開始日が平成20年3月31	
以前のものについては、通常の賃貸借取引に	允
る方法に準じた会計処理によっております。	_
3 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基   外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直	
本	-
して処理しております。	
4 . 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	
従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見	-
額の当中間会計期間負担額を計上しておりま	
<b>ਰ</b> ,	
(2)退職給付引当金	
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備え	
ため、当中間会計期間末における要支給額を	†
上しております。	
退職給付債務の計算に当たっては、「退職総	付
会計に関する実務指針」(日本公認会計士協	슷
会計制度委員会報告第13号)に定める簡便	去
によっております。	
5 . その他中間財務諸表作成のための基本となる   消費税等の会計処理方法	
重要な事項 税抜方式を採用しております。	

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第26期中間会計期間(自平成22年4月1日

至 平成22年9月30日)

#### (資産除去債務に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業損失、経常損失はそれぞれ490千円、税引前中間純損失は918千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は5,685千円であります。

## (企業結合に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

項目	第26期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	58,761千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流
	動負債の「その他」に含めて表示しております。

## (中間損益計算書関係)

項目	第26期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 18,981千円
2 特別損失	特別損失のうち主要なもの
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額
	428千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,860	-	1	16,860
合計	16,860	-	1	16,860
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	•	-

# 2.配当に関する事項

当中間会計期間における剰余金の配当金支払額はありません。

#### (リース取引関係)

## 第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日)

#### 1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高 相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額	中間期末残高相当額
	(千円)	相当額(千円)	(千円)
器具備品	22,549	15,574	6,975
合計	22,549	15,574	6,975

## 未経過リース料中間期末残高相当額

 合計	7,526千円
1 年超	2,698千円
1 年内	4,828千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料2,534千円減価償却費相当額2,254千円支払利息相当額204千円

#### 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

## (金融商品関係)

第26期中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません(注2.参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金・預金	660,692	660,692	-
資産計	660,692	660,692	-

# 注1.金融商品の時価の算定方法

## <u>資 産</u>

現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 注2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,750
長期差入保証金	155,088

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

本社事務所の敷金である長期差入保証金は、当初から長期の入居を考えていることから退去年月を想定できないため、時価開示の対象としておりません。

#### (有価証券関係)

第26期中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

- 1.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 2. 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 3. その他有価証券 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係) 該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

第26期中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	5,685千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	51千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
その他増減額	- 千円
当中間会計期間末残高	5,736千円

(注)当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

#### (セグメント情報等)

#### (追加情報)

第26期中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

#### 「セグメント情報 1

第26期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 「関連情報 ]

第26期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
  - (1) 営業収益

中間損益計算書の営業収益の金額に占める本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産の金額に占める本邦に所在している有形固定資産の金額の割合が 90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第26期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		
1株当たり純資産額	69,680円60銭	
1株当たり中間純損失金額( )	10,954円86銭	
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額	
	については、1株当たり中間純損失であり、また、	
	潜在株式がないため記載しておりません。	

#### (注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第26期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間純損失( )	184,699千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失()	184,699千円
普通株式の期中平均株式数	16,860株

#### (重要な後発事象)

ゼスト・アセットマネジメント株式会社との合併

当社は平成22年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成22年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併いたしました。取引の概要等は以下のとおりであります。

#### 1.取引の概要

(1) 結合当事企業及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 ゼスト・アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資顧問業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

平成22年4月1日に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は、株式移転により共同 持株会社であるNKSJホールディングス株式会社を設立し経営統合いたしました。当社はNKSJグループの 資産運用機能の集中及び強化を図る目的で、平成22年10月1日に日本興亜損害保険株式会社の子会社で あるゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併いたしました。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

当社を委託会社とする私募投資信託(既償還済)の関係者より、解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。その後、当社と和解あっせんの申立人らとの協議の結果、仲裁合意が成立し仲裁手続きに移行しました。当社は、仲裁人によりなされた仲裁判断に基づき、約413百万円を支払い、これを第25期事業年度に特別損失として計上いたしました。

委託会社は、平成22年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保 ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

#### 資本金の額

247,303百万円(平成22年9月末現在)

#### 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要 >

名称: 資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額 :50,000百万円(平成22年9月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法

律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 :原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から

再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原

信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2)販売会社

(単位:百万円、平成22年9月末現在)

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融   商品取引業を営んでいます。 
リテラ・クレア証券株式会社()	3,794	

- ′ )リテラ・クレア証券株式会社は、平成23年8月1日より募集の取扱いを開始する予定です。
- ・当ファンドの委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、当初設定に限り自己 が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する場合があります。

## (3) 投資顧問会社

名称

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー

#### 資本金の額

3億スイスフラン(平成22年12月末現在)

25,908百万円(1スイスフラン=86.36円換算)

## 事業の内容

ジュネーブに本店を置く欧州大手金融機関。傘下に、プライベートバンキング部門、アセットマネジメント部門、財務部門、オペレーション部門を抱え、アセットマネジメント部門では、伝統的資産 運用に加え、マルチアセット・ポートフォリオ運用、オルタナティブ運用も手がけています。

## 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より当ファンドのマザーファンドである「スイス株式マザーファンド」のスイス株式等の 運用の指図に係る権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

## 3【資本関係】

(1) 受託会社 該当事項はありません。

(2) 販売会社該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

- 1.目論見書の表紙に、委託会社及び販売会社の名称を記載し、当ファンド、委託会社及び販売会社のロゴマークや図案を表示し、イラスト、写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。さらに、目論見書の裏表紙に当ファンド及び委託会社のロゴを記載することがあります。
- 2.金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」という名称を使用することがあります。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用することがあります。
- 3.投資信託説明書(請求目論見書)の表紙あるいは裏表紙に、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書である旨を記載することがあります。
- 4.投資信託説明書(請求目論見書)の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。
- 5.目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
- 6. 目論見書の表紙等に「金融商品取引業者登録番号」、「使用開始日」、「ファンドの管理番号」等を記載することがあります。
- 7.投資信託説明書(請求目論見書)の巻末に信託約款を掲載することがあります。
- 8.目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 9.投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- 10.目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。
  - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

#### 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満雄 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 臼倉 健司 印 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月28日、会社を委託会社とする私募投資信託(既償還済)の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに和解あっせんの申立てがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注)上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

#### 独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大村 真敏 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<u>次へ</u>

#### 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月1日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大村 真敏 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(旧会社名損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社)の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(旧会社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社)の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成22年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注)上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。